

奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 2 5 号

奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

奈良県広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会規則（令和 6 年 1 1 月規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「事務局」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。